

# 川島町環境基本調査報告書

平成26年3月

## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	計画策定の背景	
1-2	計画策定の目的	
1-3	計画の位置づけ	
1-4	計画の役割	
第2章	川島町をとりまく社会環境・自然環境の現況	3
2-1	社会環境	
1)	位置	
2)	地勢	
3)	気候	
4)	人口・世帯数	
5)	産業構造	
6)	地域経済	
7)	広域交通・広域連携	
8)	土地利用	
9)	交通体系	
2-2	自然環境	
1)	農地・自然環境	
2)	河川・水辺	
3)	自然とのふれあい	
4)	動植物・生態系	
第3章	川島町をとりまく生活環境・快適環境の現況	13
3-1	生活環境	
1)	大気環境調査	
2)	水環境	
3)	土壌・地盤環境	
4)	騒音・振動	
5)	有害化学物質	
6)	廃棄物・リサイクル	
7)	資源・エネルギー	

- 8) 空き地、空き家の状況
- 9) 不耕作田
- 10) 自動車や自転車の放置箇所の特定
- 11) 自動車等たい積保管場所の状況
- 12) 不法投棄、ポイ捨て箇所の特定

### 3-2 快適環境

- 1) 公園・緑地
- 2) 歴史・文化的環境
- 3) まち美化

## 第4章 川島町をとりまく地球環境の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

### 4-1 地球温暖化

### 4-2 その他の地球環境問題

## 第5章 環境保全に取り組むための基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

### 5-1 環境教育・環境学習

### 5-2 各主体の環境保全活動

## 第1章 計画の基本的事項

### 1-1 計画策定の背景

川島町のまちづくりを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、高度情報通信社会の発展、地球規模での環境保全問題、新興国の台頭による産業の空洞化など、社会情勢は大きな変革の時を迎えています。さらに、国と地方自治体の対等な関係を目指した地域主権の推進や定住自立圏構想をはじめとする制度改革など、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

こうした状況を踏まえ、これまで行ってきた取り組みを活かしながらこれからの時代の流れに的確に対応していくため、平成23年度からの10年間の将来像及びまちづくりの指針を示すべく、第5次川島町総合振興計画を策定しました。

四方を川で囲まれた本町は、この恵まれた環境を活かした水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全することは本町の責務であり、また、世界的に持続可能な社会を目指すことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組むためにも、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

### 1-2 計画策定の目的

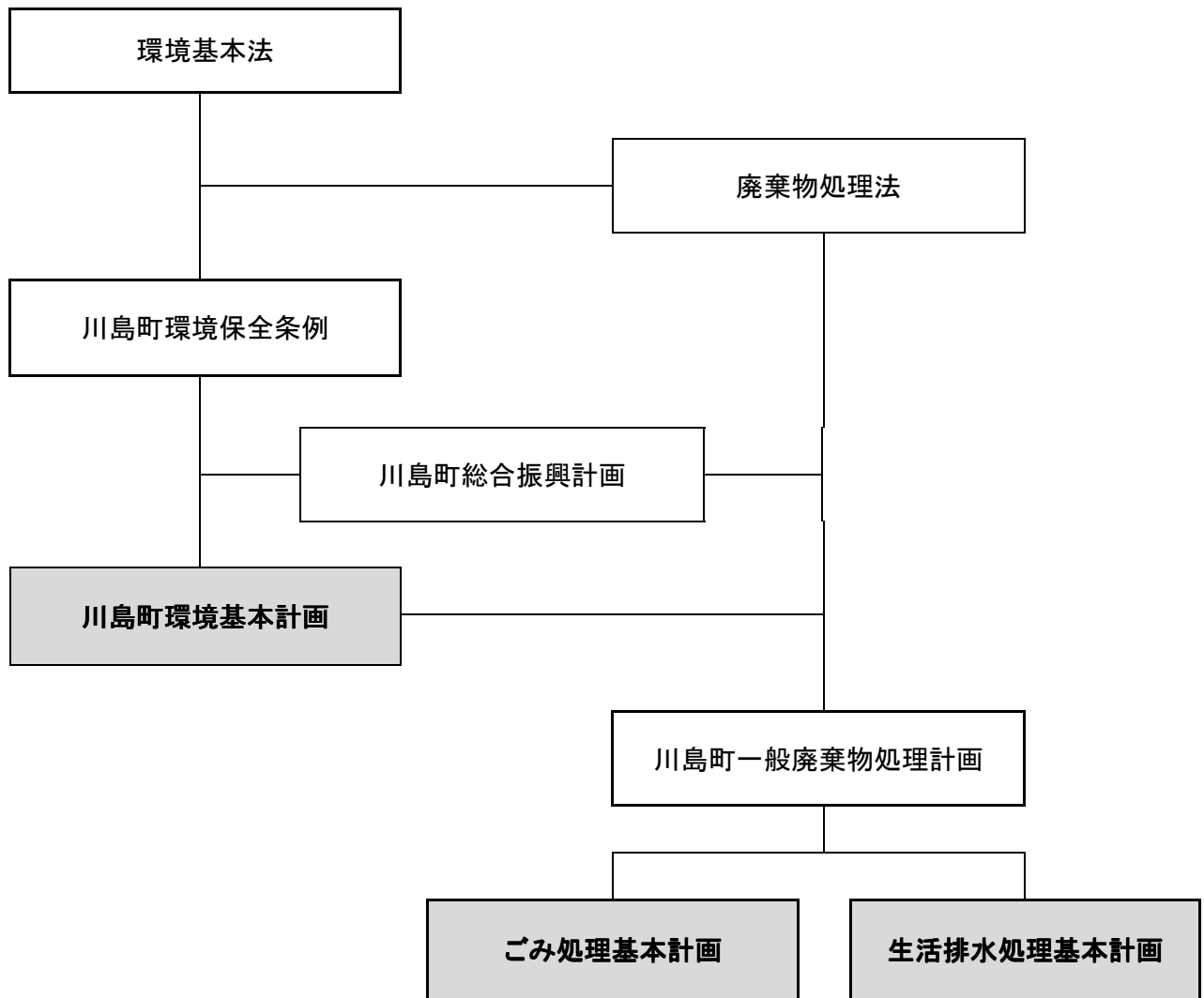
川島町では、平成25年4月から川島町環境保全条例を施行し、町民の皆様が安全で快適な生活を営めるよう、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することになりました。

策定にあたり、平成25年度広く町民の皆様や事業所を対象に、環境保全や地球温暖化などに関するアンケート調査をさせていただきました。アンケートでは、皆様が川島町の現在の環境をどう思い、また将来どのような環境を望んでいるか等を伺っています。これに加え、環境に関する基本的事項を再整理し、これからの環境行政を進める上での基本データとすることを目的とします。

### 1-3 計画の位置づけ

本町における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- 環境面において本町の最も基本となる計画であり、「振興計画」を環境面から具現化していくための指針になるものです。
- 平成26年度に施行予定の「川島町環境基本計画」に掲げる基本理念を具体化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、町の各部門における施策を立案・実施する指針となるものです。



### 1-4 計画の役割

本計画は、主に以下のような役割を担っています。

課題の提起	町の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。
環境目標	町民・事業者・滞在者及び町が一体となり取り組むための目標を共有するものです。
施策の方向	町の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。
重点的取組	めざす環境像の実現に向け、町が特に重点的に取り組む事業を掲げるものです。
行動の指針	町民や事業者、滞在者等の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。
推進・進行管理	計画の着実な推進を図るため、推進体制や進行管理方策等を示すものです。

## 第2章 川島町の自然環境・社会環境の現況

### 2-1 自然的・社会的特性

#### 1) 位置

川島町は、埼玉県のほぼ中央にあり、東京都心から約45km圏内に位置し、町域は東西方向約10km、南北方向約8kmに及び、面積は41.72km<sup>2</sup>を有しており、東西方向の勾配が1000分の1と緩やかな地形です。

町の周囲を越辺川、入間川、荒川、市野川などの河川に囲まれ、川越市、上尾市、桶川市、北本市、東松山市、坂戸市、吉見町の6市1町に接しています。埼玉県長期ビジョンでは、川島町は西部複合都市圏に含まれ、第2次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画では、インターチェンジ周辺の開発、拠点機能の強化、広域交通体系の整備などが位置づけられています。

#### 2) 地勢

現在の川島町の地域に集落を形成して生活を営むようになったのは奈良時代の少し前ごろからとみられており、町内にはそのころの様子がうかがえる「塚」や「塚の跡」が残っています。江戸時代になると川越藩の支配の中で農業生産が高まりましたが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになりました。その後、時代が進むにつれ、河川改修や堤防の築造によって徐々に水害を克服してきました。

昭和29年、川島領と呼ばれる中山・伊草・三保谷・出丸・八ツ保・小見野の6か村が合併し、川島村が誕生。以後は中学校の統合や上水道の敷設など、積極的な村づくりを進め、昭和47年11月に町制を施行しました。

現在、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺開発が進み、町は変革のときを迎えています。

#### 3) 気候

気候は、気温の日較差、年較差がやや大きいものの、温暖な内陸的気候を示す典型的な表日本式気候です。また、内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色です。平均気温は15℃前後で、夏期の雷雨は他の地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属します。

なお、農家集落に見られる屋敷林は、冬の空っ風と土ぼこりを防ぐために植えられたもので、本町の特色ある気候風土景観となっています。

#### 4) 人口

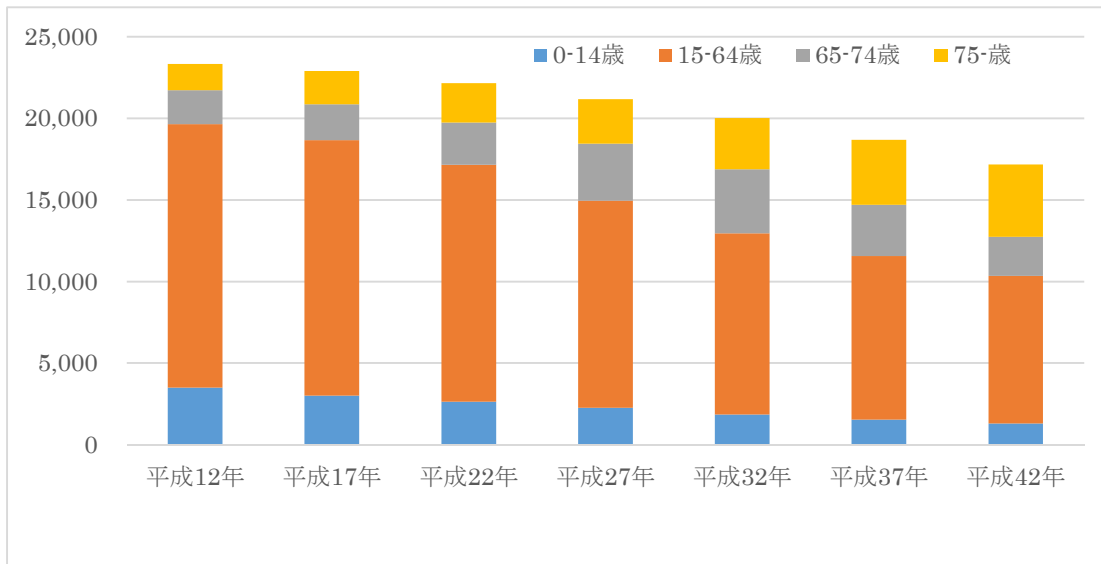
本町の総人口は、平成12年をピーク(23,732人、10月1日現在)に減少し続けています。少子高齢化の進展を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町としても避けられない時代の流れであるといえます。

こうした状況の中、これまでの傾向をもとにした平成42年の推計人口は17,179人と予測されます。

表 人口の見通し

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 32年	平成 37年	平成 42年
推計人口 (人)	23,322	22,906	22,147	21,178	20,024	18,681	17,179

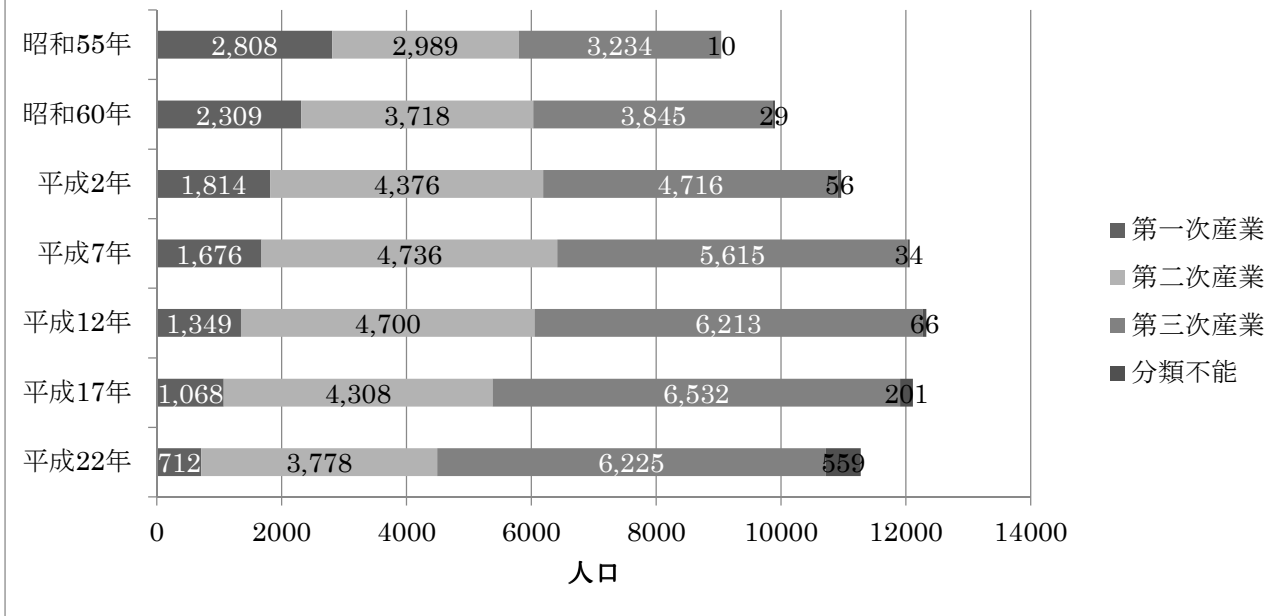
資料：平成 12, 17, 22 年は国勢調査のデータを使用、平成 27, 32, 37, 42 年のデータは県の将来人口推計ツールより算出。



### 5)産業構造

町の労働人口は 11,274 人（平成 22 年）で、前回（平成 17 年）と比較して 835 人減少した。産業別に見ると、第 1 次産業が 712 人、第 2 次産業が 3,778 人、第 3 次産業が 6,225 人で、第 3 次産業が占める割合は増加傾向（55%）であるのに対し、第 1 次産業は減少（6%）を続けている。

## 産業別就業人口の推移

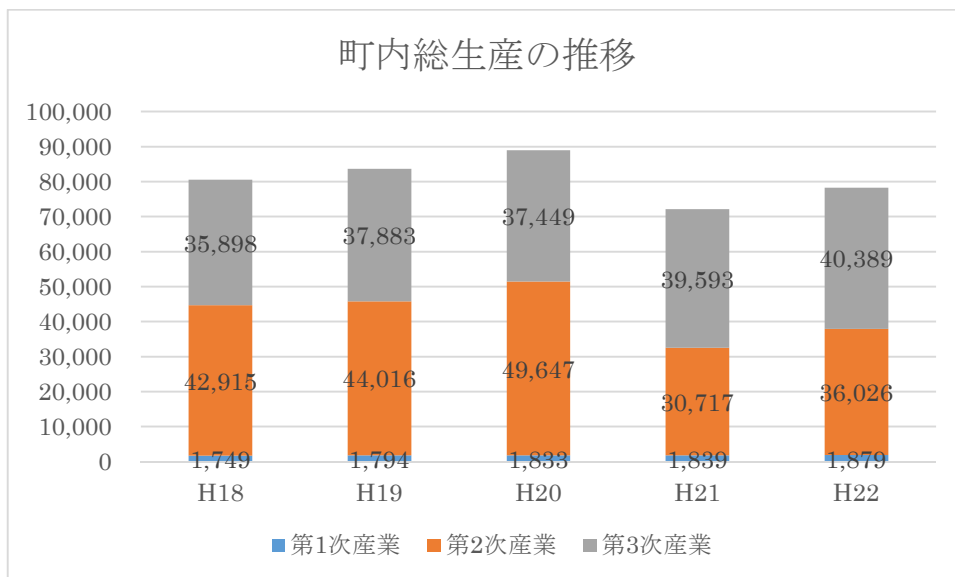


資料：15歳以上男女労働力人口の推移（統計かわじま）

注：「分類不能の産業」の統計上の規定は、「おもに調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合、または記入不詳で分類しえないもの」としている。

### 6) 地域経済

地域経済活動の目安として町内純生産額を見ると、平成20年までは年々増加傾向にありましたが、平成21年、第2次産業が大きく減少し、それを受けて純生産が減少しました。地域活力の低下、地域経済力の停滞や衰退が懸念される状態にあるといえます。



資料：埼玉の市町村民経済計算から抜粋



## 7) 広域交通・広域連携

本町の主要な道路としては、国道254号と旧254号(現町道1-20、1-21、1-22号線)、また県道では川越・栗橋線、鴻巣・川島線、日高・川島線、平沼・中老袋線などがあります。

町道は2,771路線(うち、幹線1・2級が55路線)があり、全体の舗装率は約75%ですが、幹線町道(1・2級)では約96%の舗装率となっています。

また、平成20年3月29日に圏央道鶴ヶ島ジャンクションから川島インターチェンジ間が開通し、新たな町の玄関口ができました。

バス路線については、現在、川越～桶川間、川越～鴻巣間、川越～東松山間、八幡～若葉間の4路線が通っています。



資料：施設マップ(川島町ホームページ)に主要町道を加筆

## 8) 土地利用

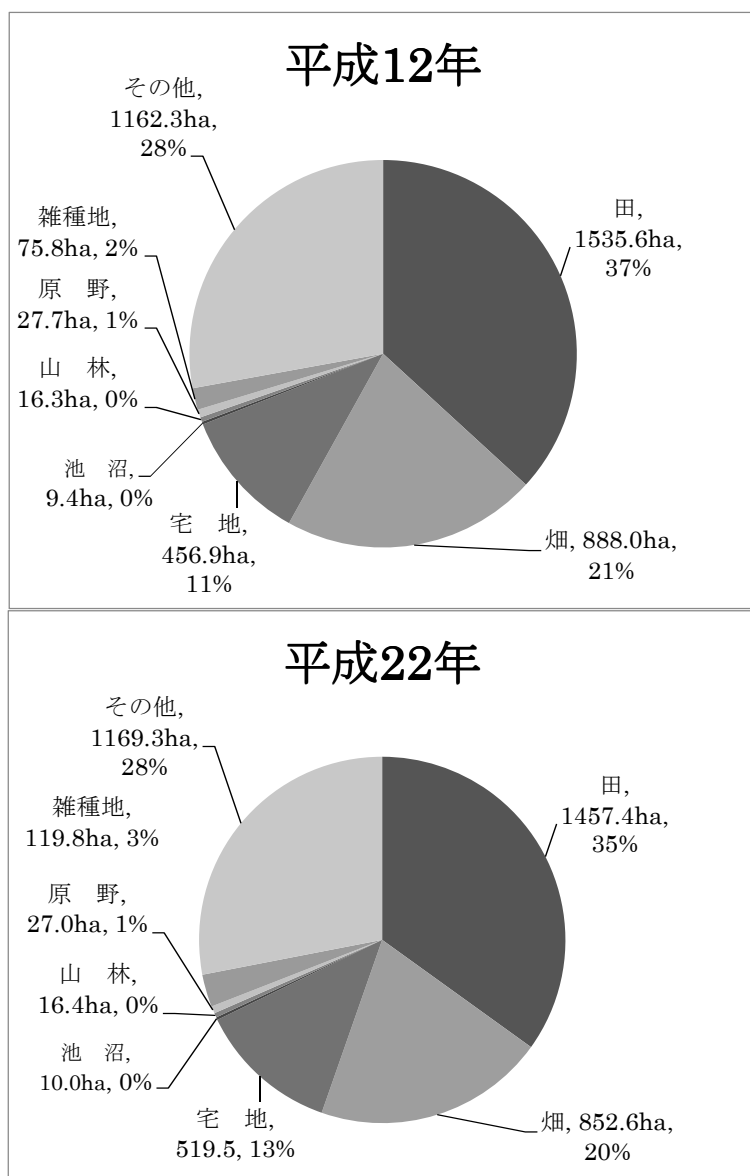
本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。しかし、一部地域では住宅と工場が混在する状況であることから、その解消を進めるとともに未利用地の有効活用が求められています。

また、快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた快適な宅地を整備する必要があります。さらに、市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。

また、川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められています。また、既成市街地では、未利用地の宅地化について、計画的な整備が課題となっています。

工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況が見られるため、計画的な土地利用の整序を進める必要があります。

公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や広告物などを整備・設置する際に一定の規制をかけるよう、指導や誘導に取り組む必要があります。



資料：統計かわじま

## 9) 交通体系

川島インターチェンジの開通に伴い、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になった

ことや、首都圏中央連絡自動車道の側道が整備されたことにより、地域の発展や町民の利便性の向上に貢献しています。今後は、長期的かつ計画的な道路整備を進めるための方針を定めるとともに、川島インターチェンジの利便性の向上を図るため、川島インターチェンジへのアクセス<sup>\*</sup>道路を整備することが求められています。

また、県道や側道の整備は順調に進められていますが、生活道路については、一部未改良の路線があり、地元との協議を通じて逐次改良及び舗装の整備を行うとともに、維持管理の徹底を図る必要があります。

川島インターチェンジの開通や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全を確保することが求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させることが必要です。

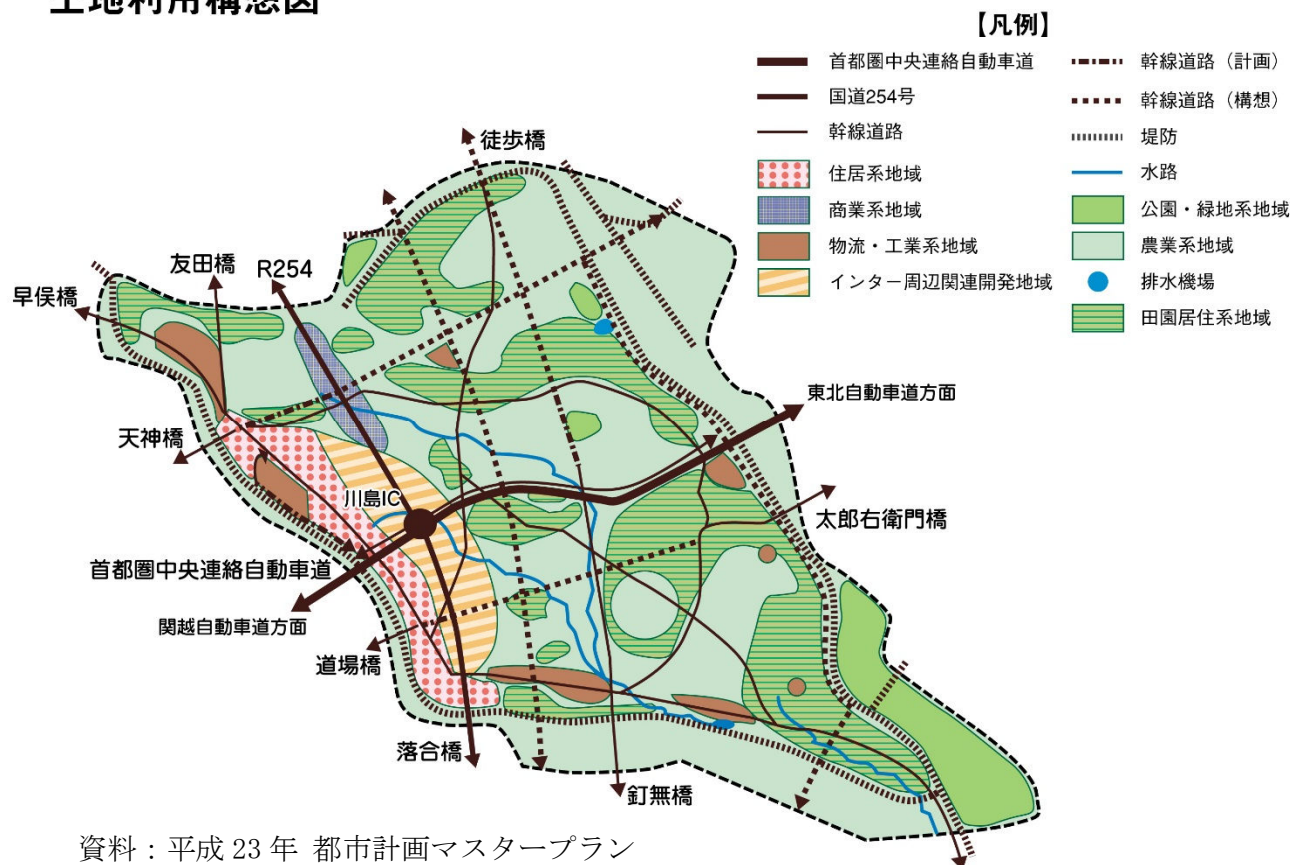
道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、アダプトシステム<sup>\*</sup>やロードサポートサービス<sup>\*</sup>の活用を図ります。

アクセス…接近という意味。本文中では、目的地への連絡や接続の手段の意味

アダプトシステム…「アダプト」は「養子縁組する」という意味で、一定範囲の道路をその地域の住民が里親となり清掃などに取り組むこと

ロードサポートサービス…地域住民、企業や児童生徒などが道路沿いの清掃活動や花植えなど、道路の愛護活動に取り組むこと

## 土地利用構想図



資料：平成 23 年 都市計画マスタープラン

## 2-2 自然環境

### 1) 農地・自然景観

#### (農地)

本町の土地利用の55%を田畑が占めています。本町の主要産業である農業についても、農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地の増加、農地の自然性の低下などが懸念されています。

#### (自然景観)

農村地域として発展してきた本町は、豊かな田園景観を維持していましたが、宅地開発等の進行により、それらが崩れつつあります。このため、生け垣がブロック塀に変わるなど緑が減少しており、宅地内の緑化や生け垣の整備を促進するなど、緑化を推進する必要があります。また、伊草神社の叢(もり)(境内林)など、地域のシンボルとなる景観の保全を図る必要があります。

田園景観については、それを構成する農地や屋敷林、生け垣、小河川の保全を一体的に図る必要があります。さらに、四方を囲む河川については、自然環境を保持している河川空間の保全と有効活用を図ることが必要とされています。

### 2) 河川・水辺

本町は、徒歩圏における子どもの遊び場として、水と緑を利用した身近な公園の計画的な整備が求められています。

芝生広場や花の庭園、水遊び場などのある「平成の森公園」は、町を代表する憩いの場です。季節を問わず子どもたちの歓声が響き、町を挙げてのイベントの会場にもなります。

また、沼や川では釣り人たちが朝早くから釣り糸を垂れ、町を囲む堤防はサイクリングやウォーキングの名所となっています。貴重な水生植物や湿性植物、小動物が棲息する「三ツ又沼ビオトープ」など、川の町ならではの豊かな自然がたくさんのお楽しみを与えてくれます。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路としての緑地整備を計画的に行うとともに、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、地域振興との連携を図る必要があります。

堤内の小河川については、市街化区域においては公共下水道の整備により水質の改善がみられます。また、市街化調整区域においては、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため住宅に合併処理浄化槽の設置を推進しています。

降雨時の浸水対策としては、排水路整備などの一層の充実を図るとともに、貯留施設や浸透施設などを設置し、流出係数を抑制するまちづくりを推進する必要があります。

### 3) 自然とのふれあい

四方を川に囲まれた川島町。季節によって、時刻によってさまざまに表情を変える川辺、見渡す限りの田園の広がる川島の風景はいつまでも大切にしたいふるさとの魅力です。

### 4) 動植物・生態系

山地や丘陵地にみられるような森林は分布しておらず、水田雑草群落が多くを占めています。こ

うした田園地帯を代表する風土景観植生として、農地に点在したり自然堤防上に立地する集落に沿って連続的に分布する屋敷林があります。屋敷林は、ケヤキなどの落葉樹やカシなどの常緑樹を主体に構成されています。

このほか、河川沿いにナラやハンノキなどの樹林が分布しています。地区別の特徴は以下の通りです。

#### 中山地区・伊草地区

首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺地域を抱えており、開発が進んでいる地域であり、商業・工業地帯がある。越辺川沿いにはヨシクラス（ヨシなど）が植生しており、休耕田畑地雑草群落が見られる。また、長楽用水にはヤリタナゴが生育している。

#### 三保谷地区

水田雑草群落が中心である。

#### 出丸地区

水田雑草群落が中心であり、休耕畑地雑草群落も多くみられる。荒川周辺には休耕田雑草が見られる。入間川周辺は国有地化されており、今後の活用が検討されている。

#### 八ツ保地区

水田雑草群落が中心であり、荒川周辺は麦作団地や野菜の作付けが行われている。

#### 小見野地区

水田雑草群落に加え畑地雑草群落が多い。荒川及び市野川周辺は麦作団地が見られる。

#### （長楽用水路の環境）

川島町は四方を川に囲まれ自然環境に恵まれているが、これらの自然を基調とした景観を十分に活用できていなかった。その中であって、長楽用水路は都幾川を水源とし、きれいな水が流れ込み、多くの水生生物が生息しています。また、沿線には「埼玉こども動物自然公園」へとつながる自転車道があるが、水辺で親しめる空間が整備されていませんでした。そこで、都会に一番近い農村として自然や田園風景を保全し、その魅力を引き出すまち。親水空間やビオトープなどが人々の憩いの場となり、自然にやさしい水と緑のネットワークのあるまちを創出することを目標に、川島町では埼玉県の水辺再生事業を活用し平成22年から平成23年の2年間で護岸や遊歩道の整備等のハード事業を行い、豊かな自然と田園環境を活かしたまちづくりを進めています。また、水質保全のため合併浄化槽の推進や環境学習、農地・水により地元組織への財政的な支援を進めています。

#### （ヤリタナゴ、二枚貝）

2012年の長楽用水路の調査では7科22属25種の淡水魚の生育が確認された。このうち、5種が埼玉県や全国で絶滅危惧種に指定されている希少種でした。このことから、長楽用水路は特

定外来生物の少ない、希少種の貴重な生息地であるということがいえます。

(ホタル)

「ホタルの里づくり」は、平成23年度から始めた事業活動です。荒川の中流域である川島町は、昔から稲作地帯のため、灌漑用水路が整備されてきました。川島町の農業用水路の歴史は古く、埼玉県史、川島町史等によると、応安元年（1368）の記録があります。昭和20年代では、夏になると、どこでも手にとるようにゲンジボタルやヘイケボタルがいっぱい飛んでいたものです。しかし、数十年程前に絶滅してしまいました。この原因は、河川や用水路の水環境の悪化が主原因であったと思われる。23年度は、ヘイケボタルの再生を目指して、先ず冬期の農業用水路の水質調査から始めました。川島町の地形は、西北に高く、南東に低い地形となっています。主な灌漑用水の取水口は、都幾川、越辺川等から取水していますが、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されています。標高差（堤内の中山長楽樋管～出丸白山太神社北）では凡そ7.8mで緩やかで、全体的に水循環は良く、ヘイケボタルの餌となるタニシも生息しています。ホタルが最後まで生き延びた場所が、最上流側の長楽用水路であると言われていています。

(荒川中流域)

荒川中流域において、平成15年7月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設立し、地域住民、学識経験者、行政が一体となった自然再生の取り組みが行われています。

#### ①再生内容

##### ・湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

##### ・過去に確認された生物が住める環境の再生

過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。

##### ・蛇行河川の復元

蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

##### ・荒川エコロジカル・ネットワークの形成

周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

##### ・治水力の向上

将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

#### ②自然再生全体構想

平成16年3月に作成し、平成18年5月に改訂され、その内容は以下の通りである。

##### ・自然再生の対象区域

荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約4km区間。

##### ・自然再生の目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

i)湿地環境の保全・再生、 ii) 過去に確認された生物が住める環境の再生、 iii) 蛇行河川の復元、 iv) 荒川エコロジカル・ネットワーク、 v)治水面からもプラスの5つの目標を設定。

### ③自然再生事業実施計画

・荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画は、平成 23 年 1 月作成、実施者：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所により作成され、公有地化した地域を活用し、次のとおり取り組んでいくものであるとしており、現在、湿地及び止水環境の整備を実施されています。

i)旧流路の保全・再生、 ii)湿地及び止水環境の拡大、 iii)河畔林の保全・再生等、 iv)維持管理・モニタリング・環境学習等。

#### (コウノトリ・トキの生息環境づくり)

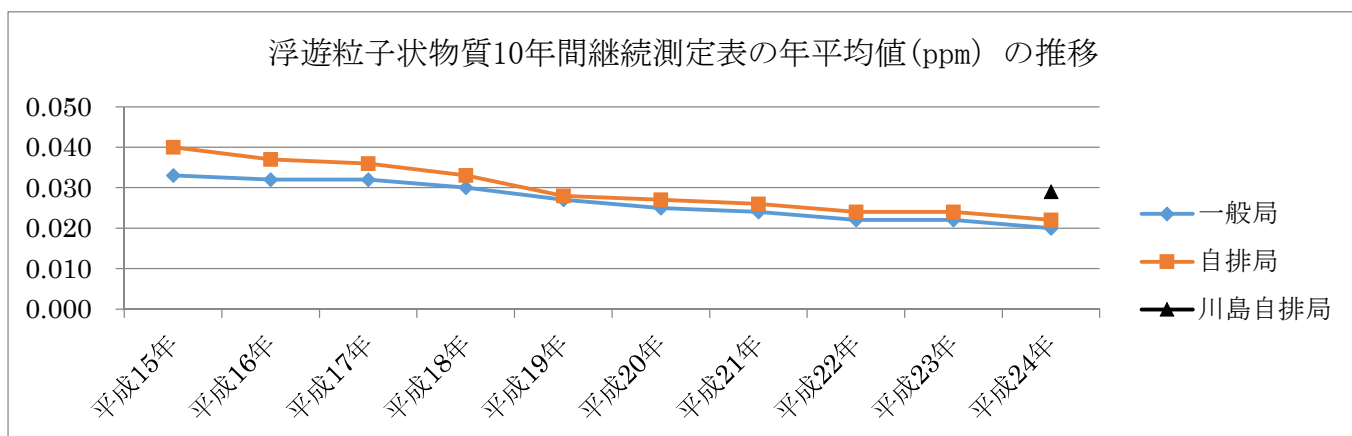
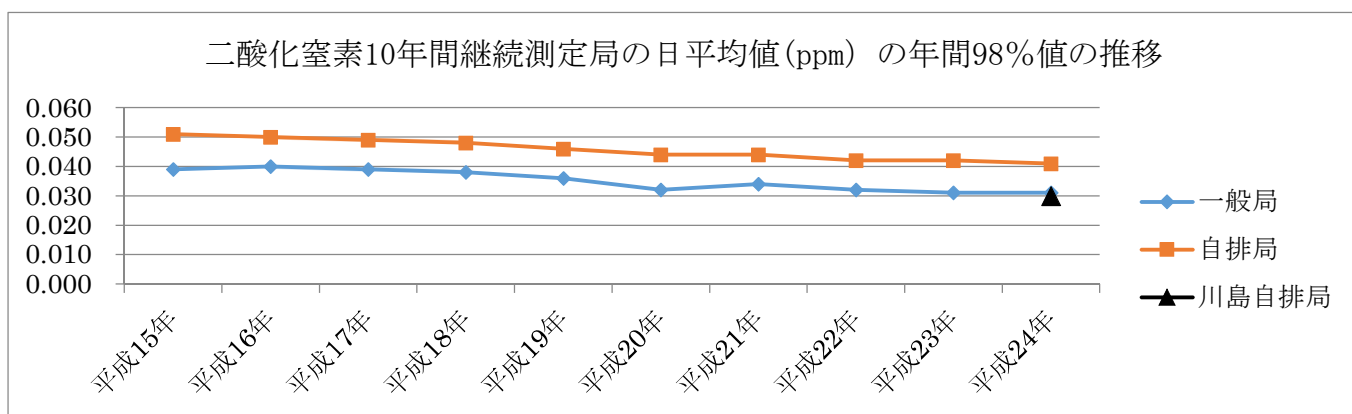
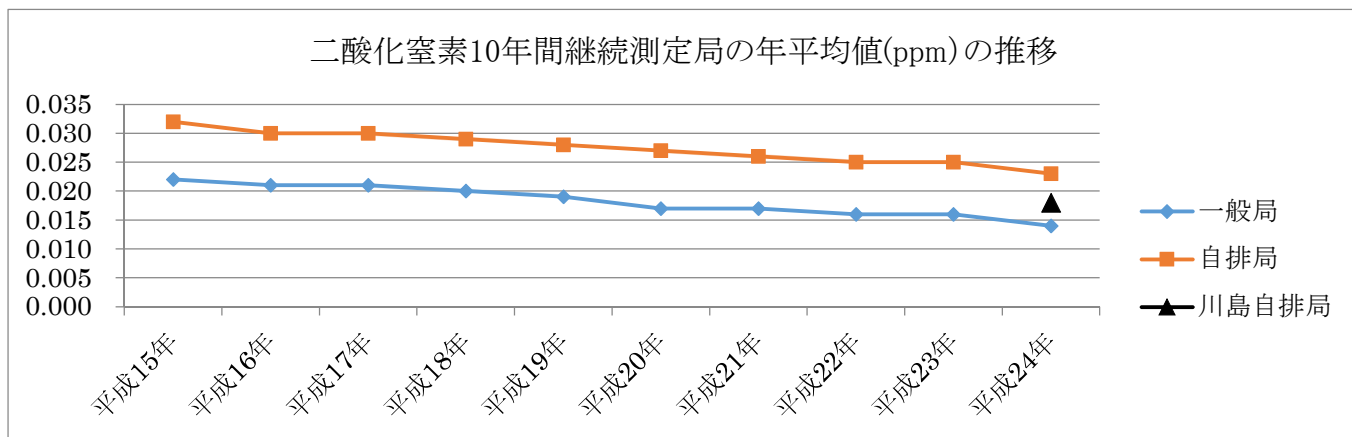
コウノトリ・トキはいずれも大型の鳥類であり、その生息を支えるために必要となる採餌・営巣環境は広範にわたる。本町では、国土交通省・各県・モデル市町が単独あるいは連携した整備済みまたは整備中の河川環境整備事業、自然再生事業および多自然型川づくり等の情報を対象とし、コウノトリ・トキの生息環境づくりに関連する既存の整備事業地として情報収集・整理を行い、太郎衛門自然再生地を核としたエコロジカルネットワーク構想をコウノトリ・トキの生息環境の再生・創出との連携が期待されている。

### 第3章 川島町の生活環境の現況

#### 3-1 生活環境

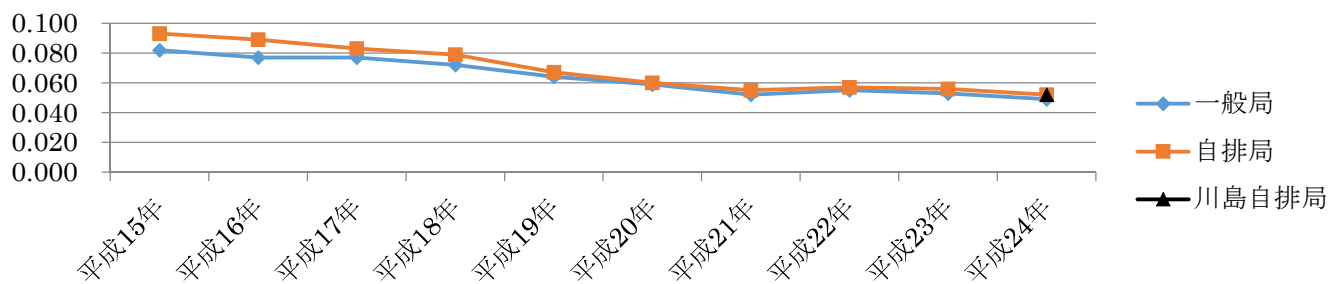
##### 1) 大気環境調査

埼玉県環境部大気環境課による県下の一般局、自排局の二酸化窒素測定値の年平均値、日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質の年平均値、日平均値の2%除外値につき川島自排局（平成24年度設置）との比較は以下の通りです。川島自排局での測定値は各基準値の範囲にある。



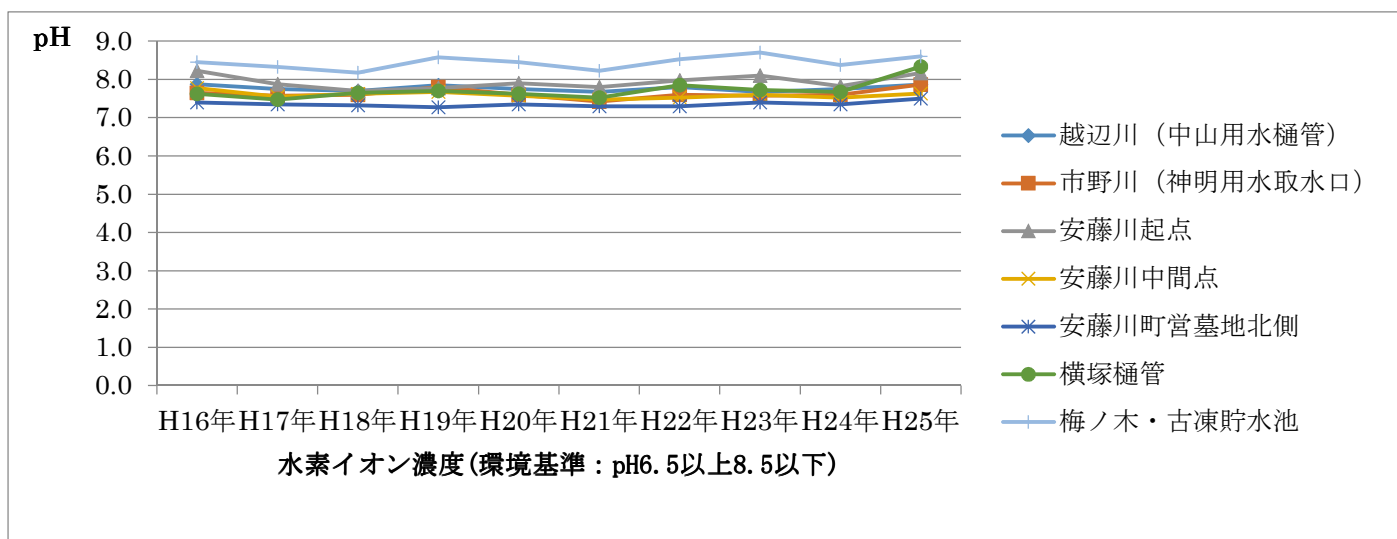
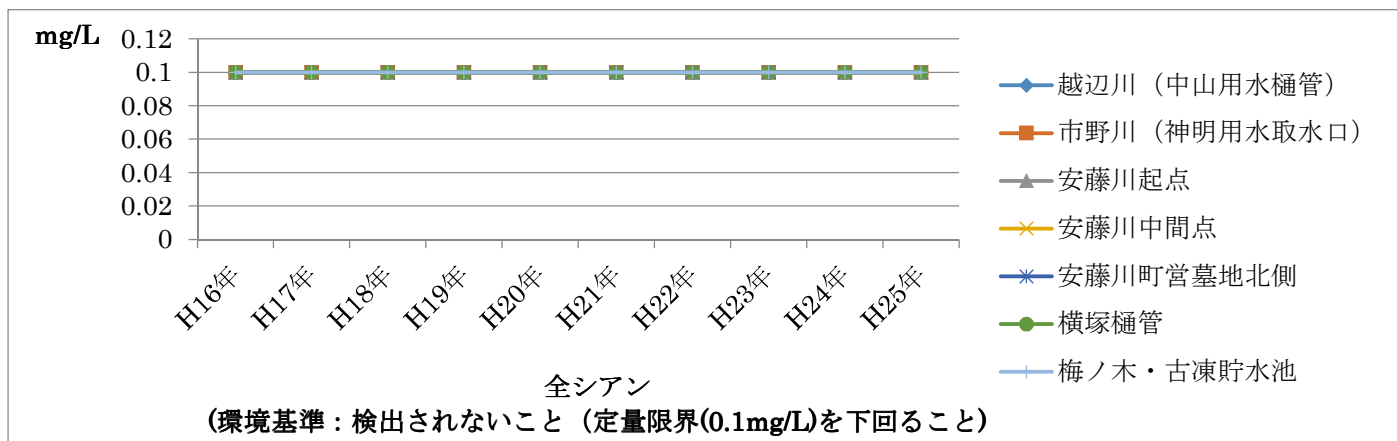
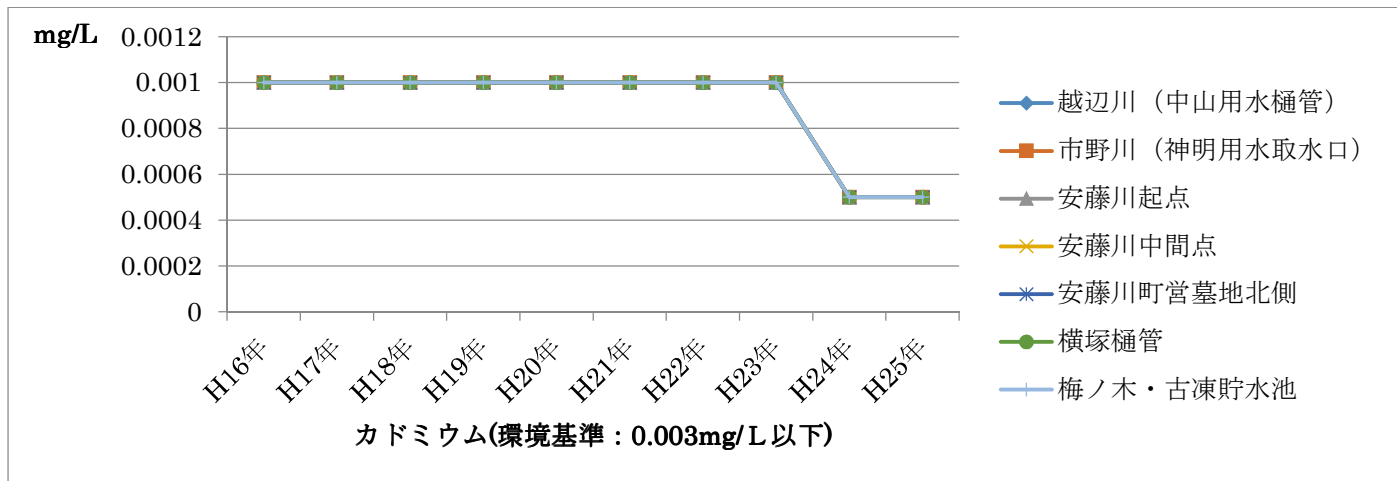


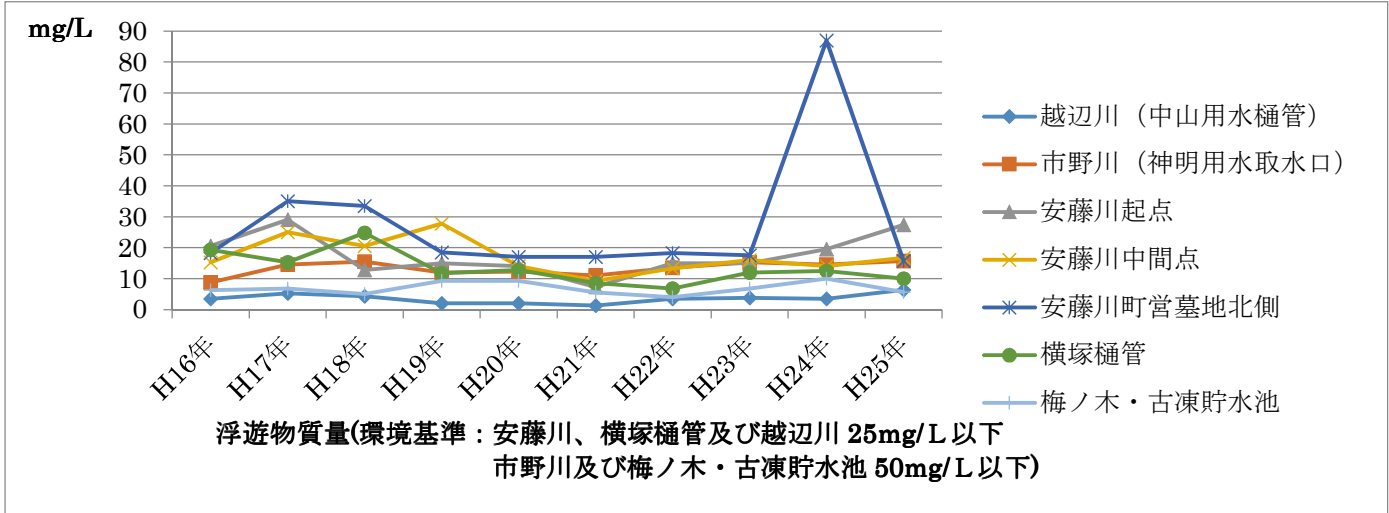
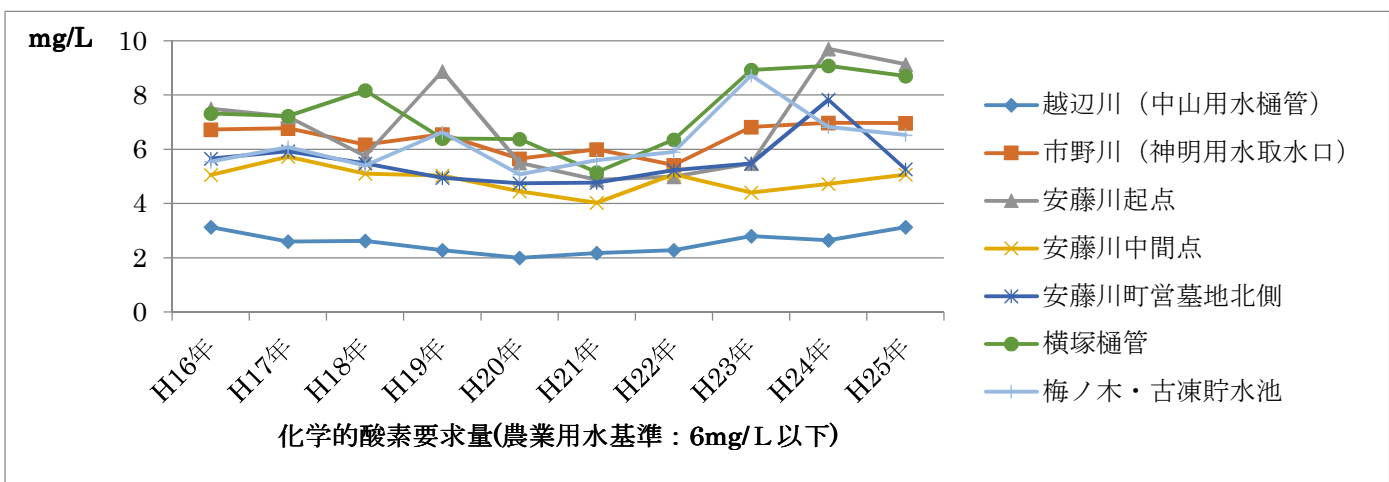
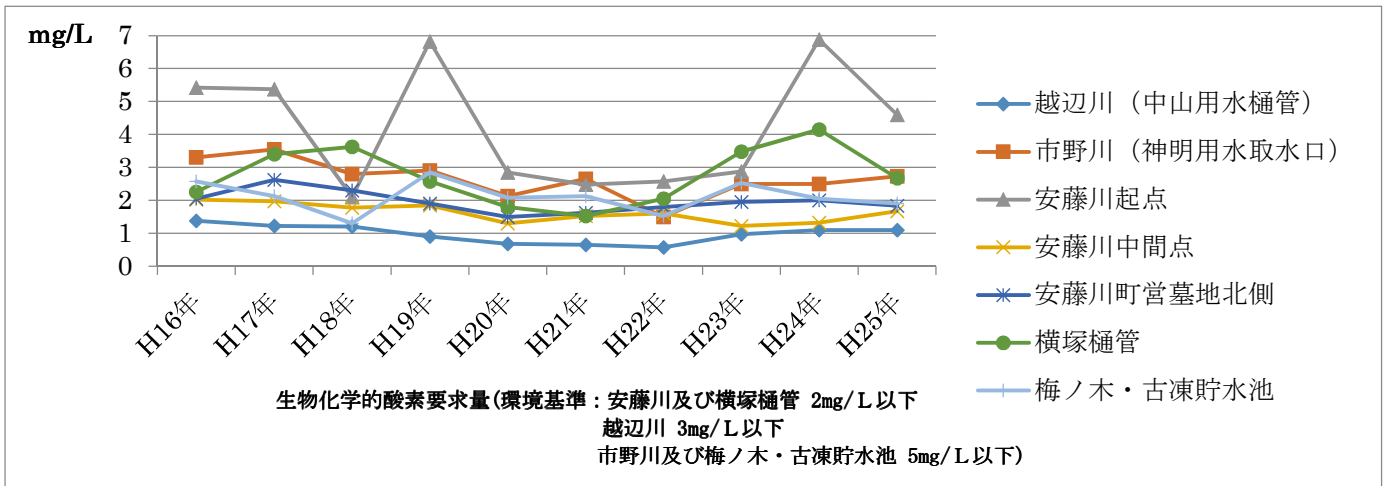
浮遊粒子状物質10年間継続測定局の日平均値(ppm)の2%除外値の推移



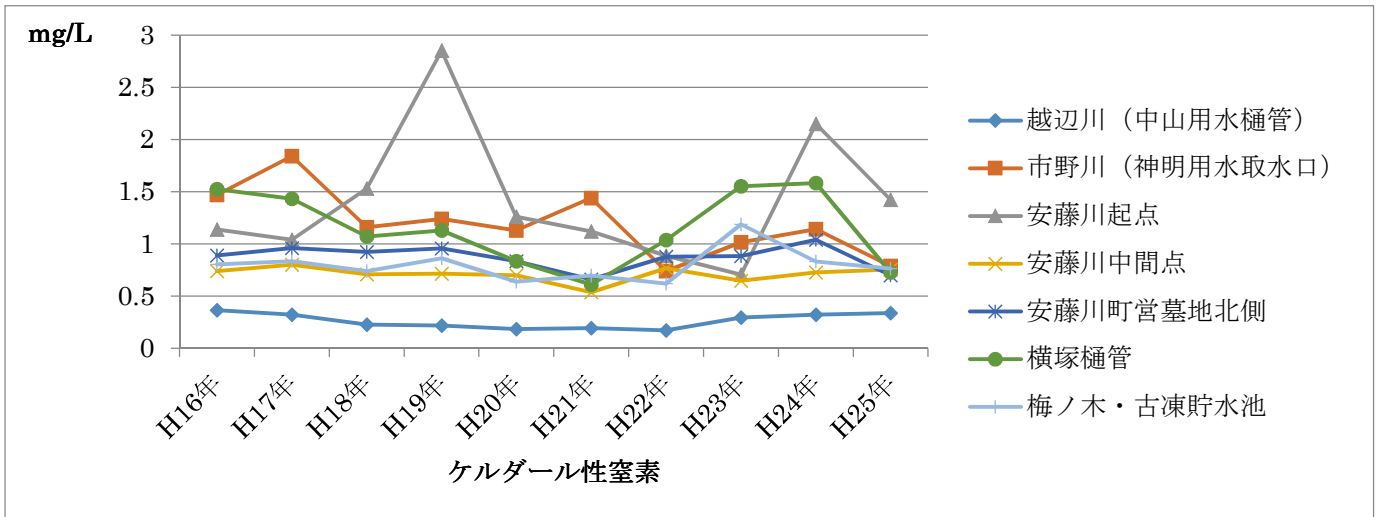
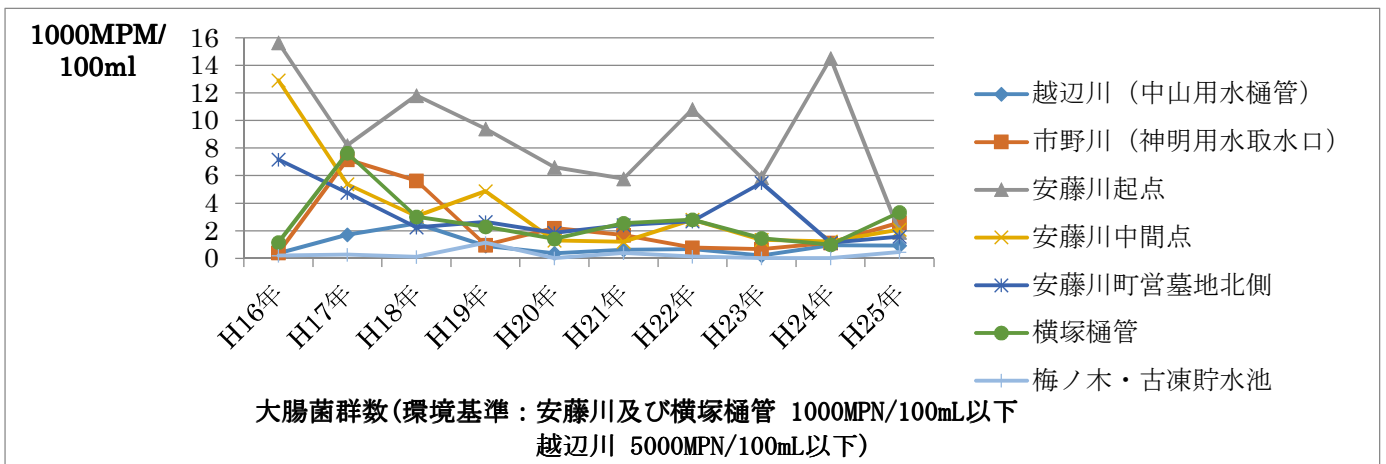
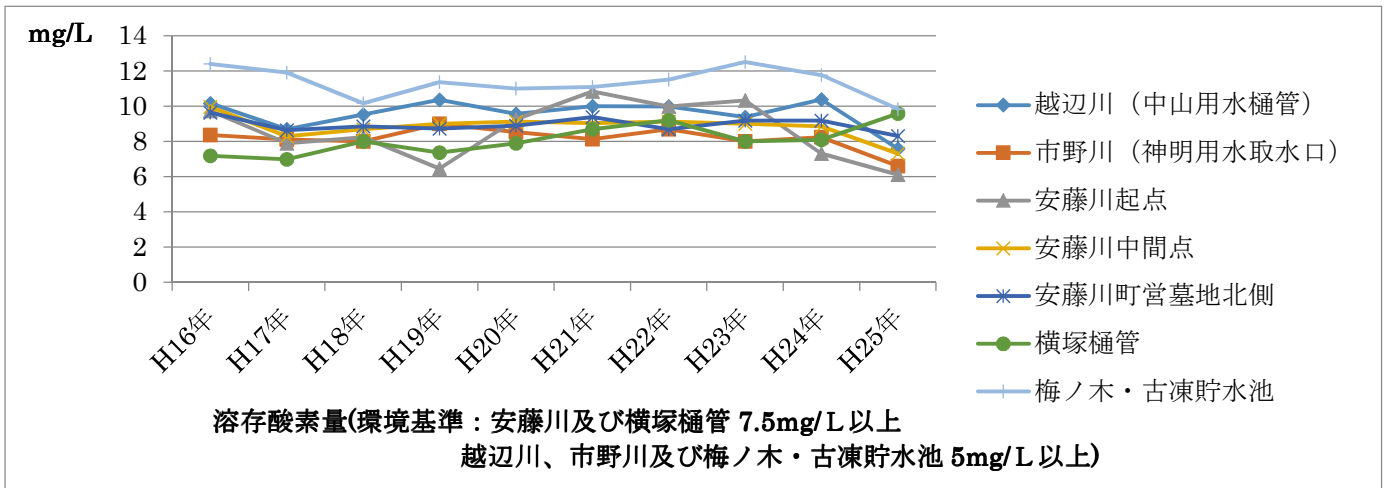
## 2) 水環境

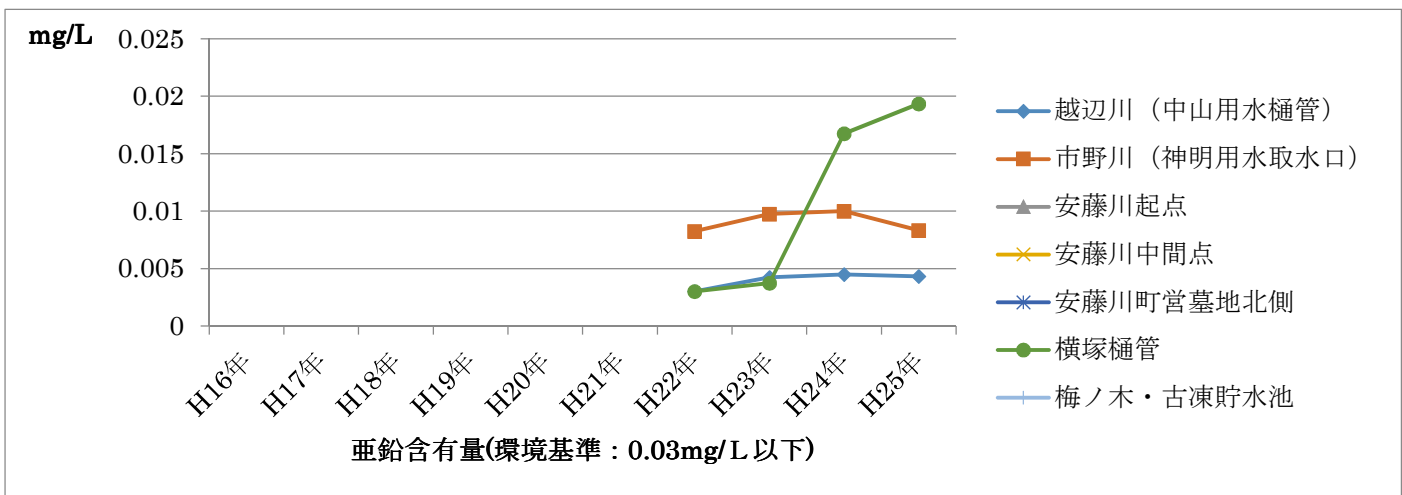
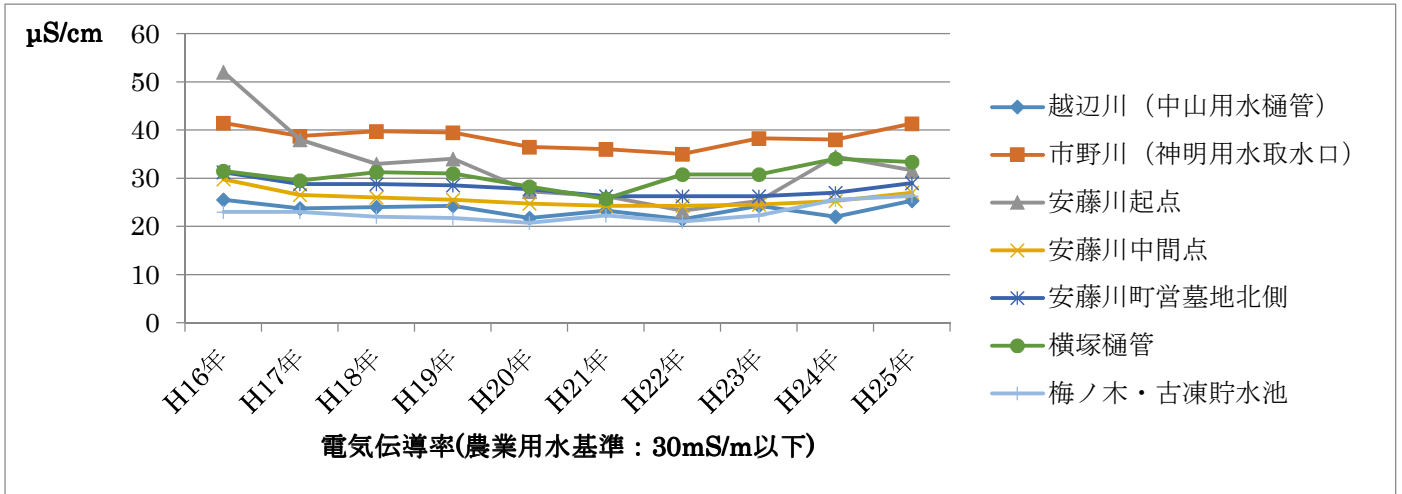
環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準と照合するため、越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査をおこなっています。測定値は以下の通りです。





※越辺川 H24 の 87mg/L は工事の影響です。





■ 公共下水道の整備状況

本町の下水道は、昭和 46 年に発足した荒川右岸流域下水道に昭和 50 年度に加入し、昭和 51 年 3 月に流域関連公共下水道として事業認可を取得し事業に着手しました。幹線および面整備事業を行い、昭和 63 年 3 月に共用が開始されました。現在、処理人口は 10,599 人、整備面積は、319ha、普及率、整備率共に 100%です。

3) 土壌・地盤環境

「200 万分の 1 日本列島活断層図」に記載されている活断層、推定活断層は見られません。

4) 騒音・振動

騒音や振動は悪臭と並び感覚公害と呼ばれています。直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して、心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全する上で重要な問題となっています。

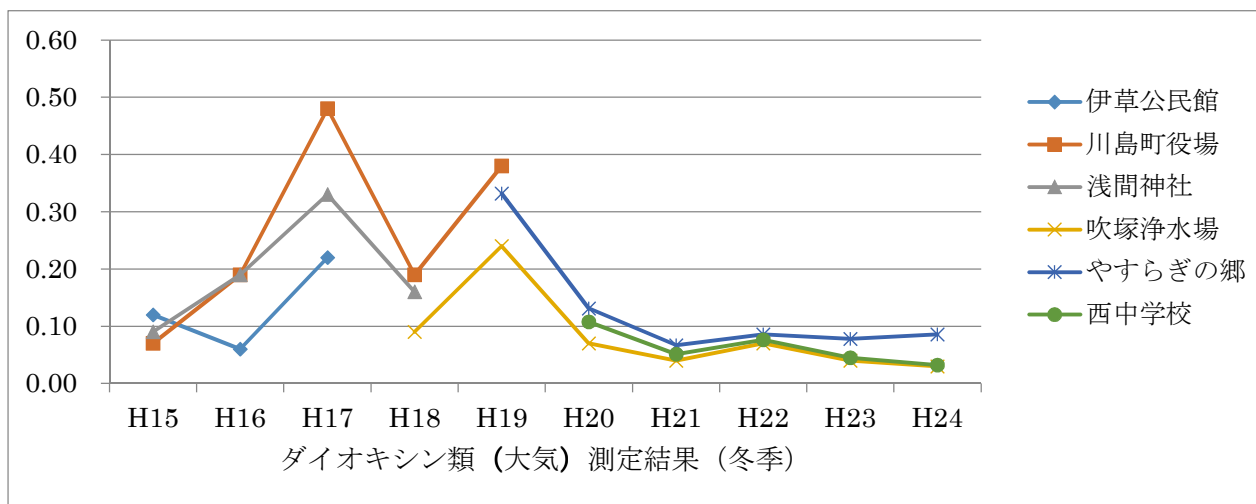
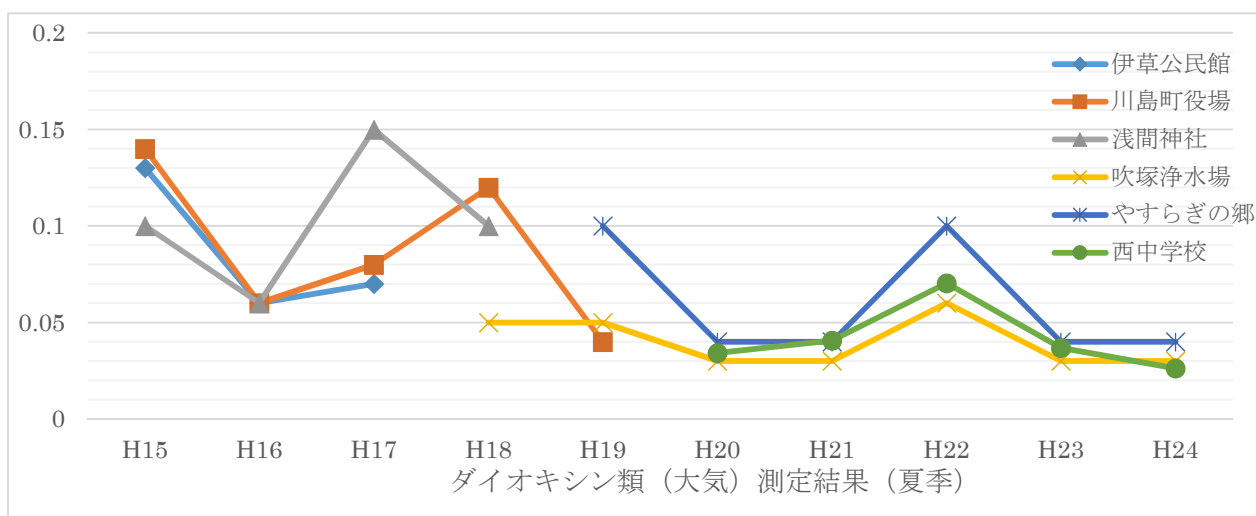
こうした騒音や振動の防止対策として、本町では発生源となり得る工場・事業所の監視等を行うとともに、騒音規制法や振動規制法等の各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導等を行っています。

なお、本町は騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音規制区域に指定されており、良好な住環境を保全するため、用途地域ごとに規制基準が定められています。

今後も引き続き各種法規制に基づく届出や防止対策の徹底を図っていくとともに、最近はこうした規制に馴染まない日常生活における近隣騒音が問題になることもあることから、近隣に配慮した暮らし方に関する啓発も必要です。

### 5) 有害化学物質

町内の大気中・土壌のダイオキシン測定結果は以下の通りであり、大気環境適合基準値(0.6pg-TEQ/L)、土壌環境適合基準値(1,000pg-TEQ/g)を上回る測定場所はありません。



ダイオキシン類(土壌)

調査地点	調査年度	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境適合基準適否 (土壌: 1,000pg- TEQ/g)
川島中学校	H15	0.41	○
西中学校	H15	1.68	○
中山小学校	H15	0.38	○
芝沼 (松永橋下流側)	H16	8.93	○
出丸下郷 (赤城神社下流側)	H16	7.48	○
角泉 (十一面観世音上流側)	H16	5.99	○
長楽 (都幾川左岸早俣橋下流側)	H17	6.99	○
下小見野 (市野川右岸市野川大橋下流側)	H17	12.8	○
出丸中郷 (荒川右岸白山池脇)	H17	5.19	○
伊草小学校	H18	2.26	○
出丸小学校	H18	0.99	○
図書館裏 (サッカーグラウンド)	H18	0.87	○
小見野小学校	H19	1.38	○

6) 廃棄物・リサイクル

し尿等の処理状況

平成 25 年 4 月 1 日現在の数字です。

- ・ 下水道人口 10,599 人
  - ・ 合併浄化槽人口 9,362 人
  - ・ 単独浄化槽人口 1,521 人
  - ・ 汲み取り人口 199 人
- 合計 21,681 人 (町人口)

■ごみ排出の状況

(ごみの分別区分)

ごみの分別区分は、次の表の通りです。

ごみの資源化・有効利用の一環として、各家庭で生ごみ処理容器による堆肥化を行っています。また、紙類、びん類・布類は、各種団体・小中学校等による集団回収が実施されています。

区 分	出 し 方	収集回数	
可燃ごみ	45ℓ以下の透明又は半透明袋 (レジ袋可)	2回/週	
容器・包装	プラスチック製	45ℓ以下の透明袋又はレジ袋	1回/週
	紙製	45ℓ以下の透明袋又は紙袋	1回/週
びん・かん・ペットボトル	びん	45ℓ以下の透明袋	2回/月
	かん	45ℓ以下の透明袋	2回/月
	ペットボトル	45ℓ以下の透明袋	2回/月
紙類・布類	新聞紙	十文字にしばって出す	2回/月
	雑誌・雑紙	十文字にしばって出す	2回/月
	ダンボール	十文字にしばって出す	2回/月
	紙パック	十文字にしばって出す	2回/月
	布類	45ℓ以下の透明袋	2回/月
不燃ごみ・有害・危険	不燃	45ℓ以下の透明又は紐でしぼる	2回/月
	有害(蛍光管等)	45ℓ以下の透明又は紐でしぼる	2回/月
	危険(スプレー缶等)	45ℓ以下の透明袋	2回/月

(収集方法)

本町では、ステーション方式を採用しています。

(収集・運搬の実施主体)

家庭系ごみの収集・運搬は、町の委託業者により行っています。自己搬入ごみも受け入れています。事業系一般廃棄物は、家庭系ごみと同様の分別区分で許可業者搬入と自己搬入について受け入れています。

#### ■ 集団資源回収事業報奨金

集団回収を実施している団体に対して集団資源回収事業報奨金を交付しています(報奨金：3円/kg)。平成24年度は27件の申請があり、約580tの廃品回収が行われ、約174万円を奨励金として交付しています。

#### 7) 資源・エネルギー

都市化の進展や生活様式の変化に伴い、資源やエネルギーの大量に消費し、温室効果ガスの排出や不法投棄、最終処分場ひっ迫等の問題が顕在化、悪化しています。また、生活に欠かせない石油や天然ガス等のエネルギー資源は基本的に埋蔵量に限界があり、近い将来にこうした資源が枯渇することが懸念されています。現在のまま推移した場合、石油は2050年頃までには枯渇するといわれています。このような将来起こりうる危機的な状況を回避し、環境負荷の少ない循環を基調とする地域社会を構築していかなければなりません。



さらに、東日本大震災にともなう、原子力発電の停止により、非常に厳しい需給状況にあります。原子力発電量の減少を火力発電で代替することにより、発電電力量に占める火力発電の割合は2010年度の約49%から、2011年12月には約72%まで上昇しております。震災を契機に、わが国のエネルギー・ミックスについて利用者側には大量消費・大量廃棄といったこれまでの生活様式や事業スタイルを改め、省資源及び資源の有効利用、省エネルギー、エネルギーの合理的利用などをこれまで以上に促進していくことが必要です。

本町では、少エネルギー対策として防犯灯をLED化する事業を実施し、平成26年度で完了します。

#### 8) 空き地、空き家の状況

町内の空き家戸数は中山地区、伊草地区に多く分布しています。空き地や空き家を放っておくと、ポイ捨てなどの恰好の場所となります。また、雑草の中から害虫が発生し近所に迷惑となることもあります。きれいに管理することで、こうした被害を防ぐことがねらいで環境保全条例にも制定しています。所有者の方には、定期的に除草するなど、適正に管理することをお願いしています。

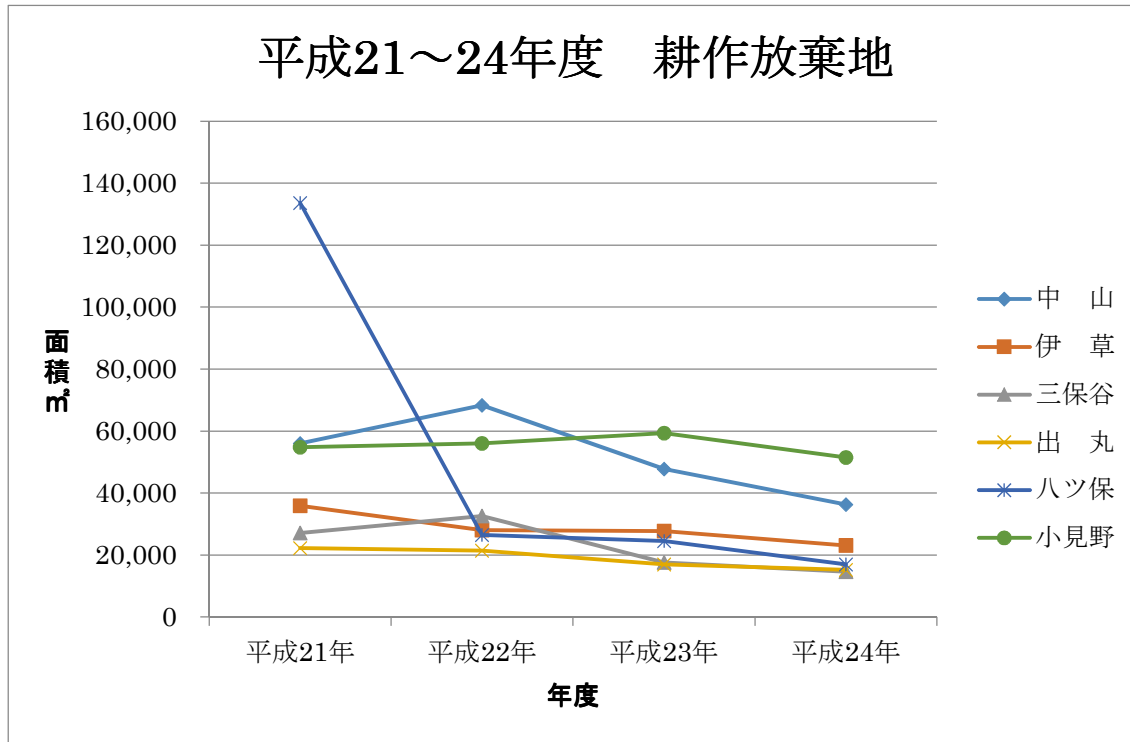
表 大字別空き家戸数（平成26年2月調査）

	住 所	空き家戸数	備考
中山	川島町大字中山	26	
	川島町かわじま	0	
	川島町大字南園部	3	
	川島町大字吹塚	11	
	川島町大字北園部	0	
	川島町大字正直	3	
	川島町大字戸守	9	
	川島町大字長楽	3	
	川島町八幡	30	
	<b>中山合計</b>	<b>85</b>	
伊草	川島町大字上伊草	34	
	川島町大字伊草	14	
	川島町大字下伊草	15	
	川島町大字角泉	3	
	川島町大字飯島	1	
	川島町大字安塚	0	
	<b>伊草合計</b>	<b>67</b>	
三保谷	川島町大字平沼	4	
	川島町大字白井沼	3	
	川島町大字紫竹	0	
	川島町大字宮前	3	
	川島町大字上貉	1	

	川島町大字下貉	3	
	川島町大字釘無	4	
	川島町大字吉原	2	
	川島町大字新堀	1	
	川島町大字表	1	
	<b>三保谷合計</b>	<b>22</b>	
出丸	川島町大字出丸下郷	2	
	川島町大字西谷	0	
	川島町大字曲師	0	
	川島町大字出丸本	1	
	川島町大字下大屋敷	0	
	川島町大字上大屋敷	7	
	川島町大字出丸中郷	5	
	<b>出丸合計</b>	<b>15</b>	
八ツ保	川島町大字上八ツ林	4	
	川島町大字下八ツ林	3	
	川島町大字畑中	4	
	川島町大字三保谷宿	1	
	川島町大字牛ヶ谷戸	2	
	川島町大字山ヶ谷戸	5	
	川島町大字東大塚	1	
	<b>八ツ保合計</b>	<b>20</b>	
小見野	川島町大字虫塚	6	
	川島町大字上小見野	3	
	川島町大字下小見野	8	
	川島町大字加胡	3	
	川島町大字松永	1	
	川島町大字梅ノ木	2	
	川島町大字谷中	3	
	川島町大字一本木	2	
	川島町大字鳥羽井	2	
	川島町大字鳥羽井新田	2	
	川島町大字芝沼	1	
	<b>小見野合計</b>	<b>33</b>	
	<b>全地区合計</b>	<b>242</b>	

9) 不耕作田

農業は町にとって重要な基幹産業であります。平成21年から平成22年にかけて耕作放棄地は増加しましたが、その後解消面積が増え、横ばいか減少傾向にあります。とりわけ平成22年、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業により、川島町地域耕作放棄地対策協議会と埼玉県東松山農林振興センターで、山ヶ谷戸堤外地、荒川河川敷の大規模な耕作放棄地を優良農地に再生させることができました。今後も耕作放棄地の解消と活用を進めています。



資料：川島町平成21-24年遊休農地実態調査集計表

注) 八ッ保地区山ヶ谷戸堤外地において耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業により、耕作放棄地面積が減少しました。

10) 自動車や自転車の放置箇所の特定

町内には自動車放置箇所はなく、年間の放置自転車台数は、次の表のとおり少ない状況です。

	平成 24 年度 年間放置自転車 台数(台)	平成 25 年度 年間放置自転車 台数(台)
中山	7	11
伊草	16	7
三保谷	3	2
出丸	2	0
八ッ保	1	1
小見野	2	3
合計	31	24

出典：川島町町民生活課資料

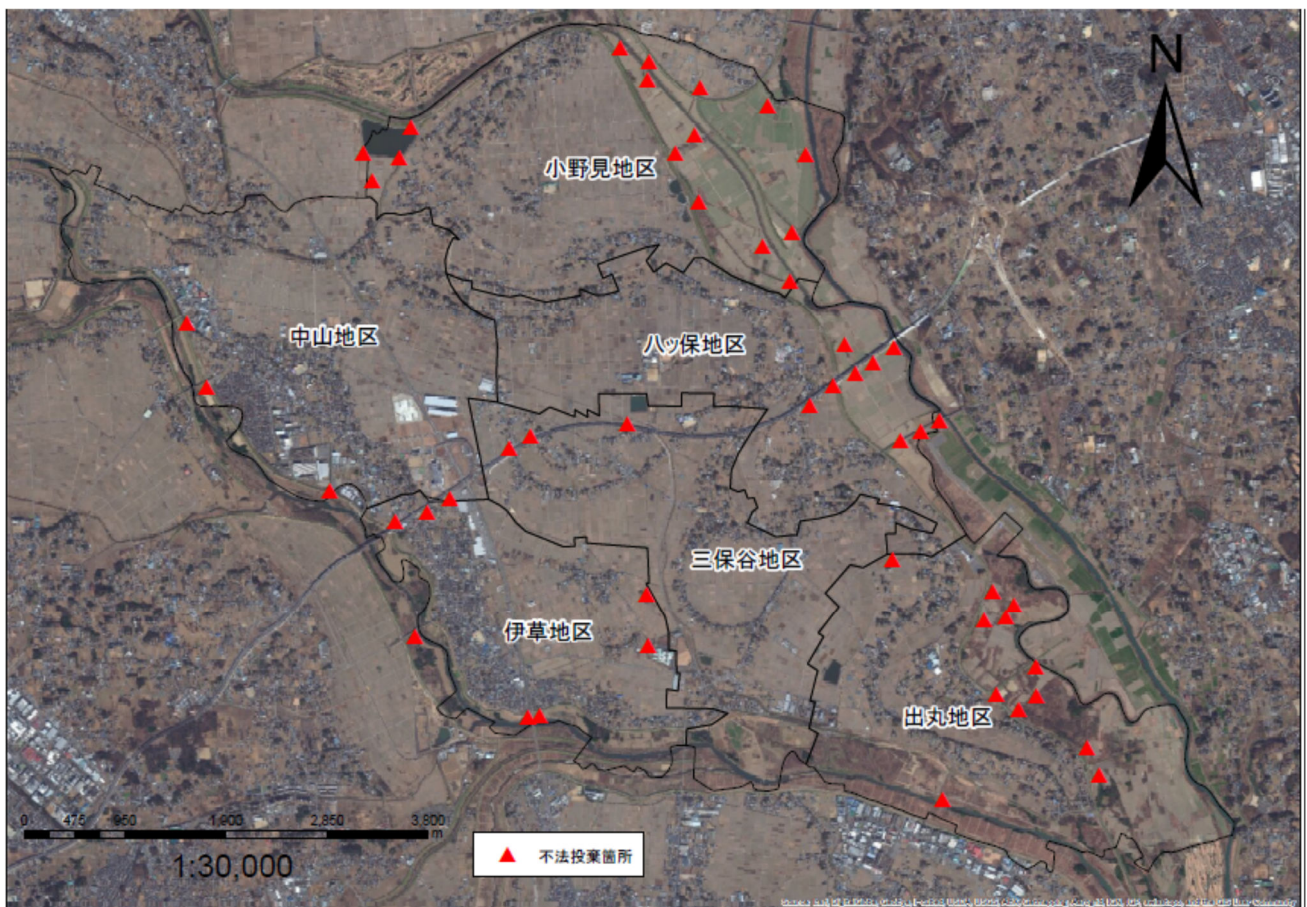
### 11) 自動車等たい積保管場所の状況

町内には自動車等たい積保管場所はない。

自動車を積み重ねて保管するときは、保管する場所ごとに、町長の許可が必要になります。たい積保管する場合は、みだりに人が立ち入れないような囲いをするとともに、崩れたりして危険のないような措置が必要です。また、オイルなどの流失や、蚊やハエの発生しないような措置も必要です。

### 12) 不法投棄、ポイ捨て箇所の特定

堤外地や圏央道の側道沿いに多く見られます。ごみの不法投棄は、大勢の方の迷惑になります。また、衛生面からも良くありません。不法投棄が発見された場合、その状況を調査し、調査した結果を警察署長へ通報します。また不法投棄をした者に、原状に戻すよう命じ、命令に違反した場合には罰則の適用があります。



## 3-2 快適環境

### 1) 公園・緑地

本町は、徒歩圏における子どもの遊び場として、児童公園が 28 箇所整備されています。

特色ある公園として、平成の森公園を開設しており、町の中央部に位置していることから、幅広く利用されるよう積極的な公園利用対策を推進しています。平成の森公園をはじめとした都市公園が 8 か所 (16ha) あり、特色ある公園の整備が行われている。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路として

の緑地整備を計画的に行われています。荒川河川敷を活用したビオトープの整備は、貴重な自然環境を保全するとともに、広域的な利用を想定して民間飛行場との連携を図っています。また、三ツ又ビオトープなどによる緑地の保全では、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、実践的な環境教育の場として利用され地域振興との連携を図っています。

また、伊草神社の叢(もり)(境内林)など、市街地にあつて良好な景観を保持し、町民の生活にうるおいを与えている環境については、その保全が求められています。

桜つつみの適正な維持管理を図るとともに、特色ある地域景観づくりとして継続が求められています。

農用地及び集落によって形成される良好な田園環境や、四方を取り囲む河川と良好な水辺環境は、町民の原風景となっており、総合的な保全対策が必要とされています。

## 2) 歴史・文化的環境

はるか縄文時代から人々が暮らしを営んでいた川島町。中世には、美尾屋(三保谷)十郎廣徳など有力武士が活躍しました。国指定重要文化財の廣徳寺大御堂は北条政子が廣徳の菩提を弔うため、美尾屋氏の館跡に建立したものと伝えられています。

江戸時代になると川越藩の支配の中で農業生産が高まりましたが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになりました。浸水対策として作られた水塚(みづか)は平成7年には町内に200か所に残されおり、古いものは、ペリー来航の前年である1982年に建立されて水塚もあるようです。現在は必要がなくなっているのでその数は確実に減っています。とりわけ荒川と入間川が合流していた現在の三ツ又沼ビオトープの位置する場所の出丸地区は訳目され、郡代伊那備前守が実際に改修工事を指揮したとされている。村全体を囲む大囲堤や水塚の中の棟木には築造時の銘文があるなど、水害を克服してきた先人の治水に対する歴史的な遺産が残されています。

## 3) まち美化

環境保全と自然保護につきましては、住民が安心して暮らせる地域環境を保全するため、次の事業を重点的に取り組んでいます。

まず、安全で快適な環境のまちづくりを進めるため、ごみの分別やリサイクルによる環境にやさしいごみ処理の推進を図るとともに、河川の水質浄化を目的に合併処理浄化槽設置補助事業を積極的に推進しています。

また、町内を疎水のように流れる水路には、様々な水生動物が生息しておりますが、環境保全と自然保護の観点から、長楽用水路に水生動物捕獲禁止看板を増設し、一層の保全に努めています。

また、流域沿線住民による安藤川の清掃活動や、国土交通省荒川上流河川事務所及び県環境部、町内企業、町職員により、荒川のそれぞれの堤外河川敷で美化清掃活動を毎年実施しています。

## 第4章 川島町をとりまく地球環境

### 4-1 地球温暖化

近年の産業や文明の発展は、私たちの生活をより快適なものにしてきました。しかしながら、石油や石炭などのエネルギー利用により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が急激に増え大気中の濃度が増加し、地球温暖化が世界的な問題となっています。このままのペースで温暖化が進めば、21世紀末には気温が2℃上昇し、海面の上昇、農林業への影響など計り知れない悪影響が及ぶことが懸念されています。

平成9年12月に地球規模での温暖化問題に取り組むため「地球温暖化防止京都会議」が開催され、温室効果ガス排出量の削減目標やその達成のための方法、仕組みなどに合意して、京都議定書が採択され、日本は、平成20年から平成24年までの期間中に、温室効果ガス排出量を平成2年の時点に比べて6%削減することが義務付けられました。

このような様々な環境問題に対して、現在及び将来の世代の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しめると共に、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように、個人、事業所ともに環境問題に取り組んでいく必要があります。現在多くの事業所で、積極的に環境への取組が実施されています。

また、川島町役場では、エコアップを積極的に推進し、エコオフィスの実現を目指しています。

### 4-2 その他の地球環境問題

川島町では、地球温暖化防止対策や新エネルギー確保の一環として、町内に住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

## 第5章 環境保全に取り組むための基盤づくり

### 5-1 環境教育・環境学習

NPO 法人川島ネイチャークラブや川島子供エコクラブにより、以下のような活動を通じた環境教育・環境学習が進められています。

- ・川島こどもエコクラブ活動

みんなのエコロジカルアクション

- ・「川島町の水辺の貴重な生き物学習会」

- ・伊草農園活動

会員向けに、越辺川左岸河川敷の農地約 100 m<sup>2</sup>の畑を借用して、アブラナ、サツマイモ等の野菜づくりを楽しんでいます。

- ・3R活動（発生抑制 Reduce 再使用 Reuse 再生利用 Recycle）

「ハイ！ECO石けんの作り方」、「アクリルたわしの編み方」などのテーマで実施している。

### 5-2 各主体の環境保全活動

NPO 法人川島ネイチャークラブや川島子供エコクラブにより、以下のような活動を通じた環境教育・環境学習が進められています。

- ・ビオトープの保全活動

三ツ又沼ビオトープの竹林管理等に参加しています（ハチク林拡大抑制作業活動、ハンノキプロジェクト参加活動）

- ・ホテルの里づくり活動

川島町正直のホテル田んぼ試験池でホテル放流会が開催されています

- ・県民参加生き物モニタリング調査活動

- ・農業用水路の生き物調査活動

- ・河川や農業用水路の水質調査活動

- ・越辺川クリーンアップ・荒川クリーン協議会による河川清掃活動

- ・荒川太郎右衛門地区自然再生協議会活動